平成２６年（再イ）第８０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字尾崎22番地
サンハイツ102号
再生債務者　鈴木　浩靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３９号
滋賀県草津市渋川１丁目６番５号
再生債務者　上田　忠信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月５日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第３４３号
大阪府茨木市新中条町５番31―407号
再生債務者　島田　雪子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第４０３号
大阪市鶴見区諸口１丁目12番20号
再生債務者　横山　雅基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第４０６号
大阪市旭区森小路２丁目14番８号
再生債務者　奥田　容子（旧姓亀田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第４２４号
大阪府豊中市緑丘４丁目１番78号
再生債務者　福間　幸紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１２号
青森県八戸市湊高台５丁目３番16号　スペース１・１号室
再生債務者　石橋　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月５日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２６年（再イ）第４０号
大津市坂本２丁目９番31号
再生債務者　上野　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月５日
大津地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第８０号
堺市西区浜寺石津町東５丁16番38号
再生債務者　山本　晃典
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年３月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００５４号
東京都渋谷区笹塚１―22―８―103
再生債務者　小野寺博美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月18日まで
平成27年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号
三重県伊勢市二見町今一色651番地８
再生債務者　杉山　　侑
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月26日まで
平成27年３月５日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２６年（再ロ）第２号
香川県観音寺市有明町１番28号
再生債務者　岡田　直紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月２日まで
平成27年３月５日
高松地方裁判所観音寺支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００５１号
千葉県長生郡一宮町一宮9418
再生債務者　森田　昌宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲及び乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年二月二十七日
掲載頁　一〇一頁（号外第四十三号）
平成二十七年三月十三日
東京都世田谷区松原三丁目四一番五号
（甲）株式会社ふぁみりー食堂
代表取締役　神里　　隆
東京都世田谷区松原三丁目四一番五号
（乙）株式会社まげねぇ
代表取締役　楠崎　陽平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年二月四日
掲載頁　六十四頁（号外第二十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年二月四日
掲載頁　六十四頁（号外第二十六号）
平成二十七年三月十三日
東京都大田区大森北二丁目九番一四号
（甲）二島ビル株式会社
代表取締役　二島　建夫
東京都大田区大森北二丁目九番一四号
（乙）株式会社正建設
代表取締役　二島　建夫